

内 第五号

起案

令和元年五月一日

決定
上奏
令和

令和
元年五月一日

施行
令和
元年五月一日

公布
令和
元年五月一日

施行
令和
元年五月一日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣總務官

原

閣

内

麻生国務大臣

五

根本国務大臣

五

岩屋国務大臣

五

官腰国務大臣

五

石田国務大臣

五

吉川国務大臣

五

片山国務大臣

五

茂木国務大臣

五

山下国務大臣

五

世耕国務大臣

五

菅国務大臣

五

渡辺国務大臣

五

河野国務大臣

五

石井国務大臣

五

鈴木国務大臣

五

平井国務大臣

五

別紙内閣總理大臣請議

剣璽等承継の儀を国の儀式として行うことについて

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、別紙内閣告示案により、令和元年

五 月 一 日

付けをもつて公示することといたしたい。

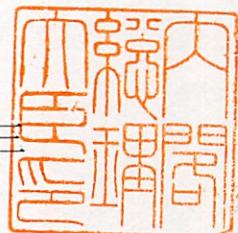
指 令 案

剣璽等承継の儀を國の儀式として行うことについて請議のとおり。

宮内秘発甲第5号
令和元年5月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



剣璽等承継の儀を国の儀式として行うことについて

標記について、別紙1のとおり閣議を求める。

なお、閣議決定の上は、別紙2のとおり内閣告示をもって公示願いたい。

日本国政府

剣璽等承継の儀を国の儀式として行うことについて

〔 令和元年 5 月 1 日
閣 議 決 定 案 〕

- 1 国の儀式として、剣璽等承継の儀を行う。
- 2 剣璽等承継の儀は、令和元年 5 月 1 日、宮中において行う。
- 3 剣璽等承継の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

日本国政府

○内閣告示第 五 号

一 国の儀式として、剣璽等承継の儀を行う。

二 剣璽等承継の儀は、令和元年五月一日、宮中において行う。

三 剣璽等承継の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

令和元年 五 月 一 日

内閣総理大臣

安倍

晋三

日本国政府